

(ご参考：12/10) 日系企業・レストラン向け COVID-19 関連情報 (在シアトル総領事館)

ワシントン州日系企業・団体・レストラン関係者の皆様

いつもお世話になっております。在シアトル日本国総領事館経済班です。
本日の参考情報を以下のとおりお知らせします。

現在の危機的状況に鑑み、このニュースレターでは、多くの方にご利用いただける有益な情報の提供があった場合、情報元を示して掲示しています。なお、このことは、総領事館として、情報元の団体・個人をいかなる意味でも宣伝・推薦するものではないことを申し添えます。

本ニュースレターを追加で受け取りたい方が周りにいらっしゃいましたら、[こちらの登録フォーム](#)をご紹介ください。また、当地日系企業等に周知できる有益な情報などございましたらお知らせください。館内で確認し、公平・中立の観点から適切なものを本ニュースレター等で共有させていただきます。

在シアトル総領事館では別途、月 2 回の英語ニュースレター"From Japan to the Northwest"を配信しています。こちらでは日本に関する政治・外交等の情報や当館の活動などを発信しています。登録及び過去のアーカイブは[こちら](#)から。

12月2日付けで、「日系企業実態調査へのご協力のお願い」に関するメールをお送りさせていただきました。お手数ですが、ご確認いただき、調査へのご協力をお願いいたします。(こちらのページにも同内容を掲載しています。)

1. 経済再開・企業支援情報

(1) 12/4 ワシントン州でもオミクロン変異株による感染例が確認される

州保健局は 4 日、先月 29 日から今月 1 日までに収集された検査サンプルにおいて、ワシントン州で最初のオミクロン変異株の感染症例が確認されたと発表。確認された 3 つの症例は、キング郡、ピアース郡、サーストン郡の 20 歳から 39 歳までの患者とされているが、病状や渡航歴などの詳細は不明とのこと。州は、オミクロン変異株による感染が確認されている国・地域への渡航歴のある人やそれらの人との接触を持つ人からのサンプルの遺伝子配列検査を優先することで、オミクロン変異株の監視体制を強化している。公衆衛生当局は、オミクロン変異株を含む新型コロナウイルス変異株に対しても、ワクチン接種やマスクの着用等の防護措置が最善の保護策であるとしている。

本件に関するシアトルタイムズ記事は[こちら](#)。

(2) 12/5 キング郡 小規模レストランでもワクチン接種完了の確認要件がスタート

12月6日より、キング郡内の12席以下のレストランやバーにおいても、利用客のコロナ・ワクチン接種完了又は陰性結果の確認義務が開始された。13席以上のレストランへの要件は10月に発効されている。ワクチン接種完了を確認する要件は、少なくとも2022年4月まで続く見込まれている。

本件に関するシアトルタイムズ記事は[こちら](#)。キング郡のページは[こちら](#)。

(3) 12/7 シアトル市 ダウンタウン復興支援イベント「Home for the Holidays」開催

シアトル市は、12月に「Home for the Holidays」と名付けられた一連のイベントを開催することを[発表](#)。同イベントには、パイオニアスクエア、パシフィックプレイス、ジャパントウン、チャイナタウン/インターナショナル地区において、様々なパブリックアート、エンターテインメント、中小企業プロモーションなどが実施される。

(4) 12/6 ワシントン州 2022年1月からテイクアウト用使い捨て食器・容器の制限

2022年1月に施行される新しいワシントン州法により、レストラン等がプラスチック製のフォークやストローなどの使い捨て食器を提供することが制限され、利用客がレストラン側に要求することはできるものの、レストラン側がテイクアウト食品に自動的に含めることができなくなる。また、シアトル市では、企業がコンポスト又はリサイクル可能なものを提供することを義務付ける条例が制定されている。

本件に関するシアトルタイムズ記事は[こちら](#)。上記州法の詳細は[こちら](#)、シアトル市条例の詳細は[こちら](#)。

(5) 日本のコロナ感染状況

[日本経済新聞社が厚生労働省や各自治体の発表データ](#)をまとめたところによると、日本時間9日に日本全国で確認された新型コロナウイルスの新規感染者は165人（うち首都圏は59人、空港検疫では10人が確認）であった。

※これまでのところ、日本でも12例のオミクロン変異株の感染が確認されている。

2. ワクチン関連情報

(1) 12/26 州保健局 ワクチン接種情報の更新

[接種状況](#)： 12月6日時点で、州全体で 11,092,965回以上のワクチンが投与されており、こ

れは州内で提供可能なワクチンの 87.5% 近くに相当する。なお、現在は過去 1 週間平均で 27,326 回/日 の接種が実施されている。

また、12 月 6 日時点でのワクチン接種割合は以下のとおり。

	全州民に対する割合	12 歳以上の州民に対する割合
1 回目のワクチン接種完了：約 514 万人	67.2%	78.7%
完全なワクチン接種完了：約 474 万人	61.9%	72.6%

(2) 12/8 州保健局 12 歳以上の州民の 81.2%が少なくとも 1 回ワクチン接種済みと発表

州保健局は、12 月 8 日時点でのデータを 発表 し、それによると 12 歳以上の州民の 81.2%が少なくとも 1 回はワクチンを接種し 74.9%が接種を完了した。このデータには、国防総省及び退役軍人局による集計データが含まれているため、州保健局が作成している上記 (1) の表よりも数値が高くなっている。

(3) ファイザー社製ワクチンのブースター接種 16 歳以上に対象が拡大

12 月 9 日、ワシントン州保健局は ファイザー社製ワクチンのブースター接種の対象が 16 歳以上に拡大したことを発表。これは、FDA、CDC および西部諸州科学安全レビュー・ワーキンググループの指導および推奨を受けたものである。これにより、ファイザー社のワクチンを接種した 16 歳および 17 歳は、同社のワクチンによるブースター接種を受けることが可能になった。

(4) (更新) 12/9 CDC ブースター接種の対象者

CDC によると、12 月 9 日時点でブースター接種の対象となっているのは次のとおり。

1) ファイザー社製又はモデルナ社製ワクチンを接種している場合

接種すべき：

18 歳以上の全ての人

接種時期：

最初の一連の接種 (1 回目及び 2 回目) から少なくとも 6 か月経過した後

接種すべきワクチンの種類：

米国で承認されている全てのワクチン

注) ファイザー社製ワクチンを接種した 16 歳および 17 歳の人については、最初の一連の接種から少なくとも 6 か月経過した後、ファイザー社製のワクチンを接種できることとなっています。

2) ジョンソン・エンド・ジョンソン社製ワクチンを接種している場合

接種すべき：

18歳以上の全ての人

接種時期：

最初の接種から少なくとも2カ月経過した後

接種すべきワクチンの種類：

米国で承認されている全てのワクチン

<参考>ワクチン接種予約方法

かかりつけ医に依頼、もしくはワシントン州、郡・市の公式ウェブサイトやドラッグストア、医療機関のウェブサイト等で予約が可能となっています。

12/9 現在、キング郡の一部等では予約が混みあっており、ウェイトリストに登録し、空きが出ればメールで連絡が来るようです。

・[ワシントン保健局ワクチン検索サイト](#)（郵便番号を入力すると近辺の接種会場が羅列されま
す。右上の言語マークから日本語ページの選択可）

・(12/10 追記) [シアトル市 ワクチン予約サイト](#)

・[キング郡保健局 ワクチン予約サイト](#)

※シアトルタイムズの[こちらの](#)記事もご参照ください。

(5) 12/8 ファイザー社製ワクチンのブースター オミクロン変異株に対して防御効果

12月8日付けの[シアトルタイムズの報道](#)によると、ファイザーはビオンテック社と共同開発したワクチンのオミクロン株に対する効果について、最初の2回の接種では感染を予防するのに十分ではない可能性があるものの、3回目の接種を受けた場合、抗体の効果は2回接種と比べて25倍になるという研究室での実験結果を発表し、防御効果が期待できると述べた。また、ブースター接種を受けていない人に対しても、同社のワクチンを2回接種することにより、重症化を防ぐことができると発言した。

(6) 12/7 ワシントン州内におけるワクチンの需要とオミクロン変異株

12月7日付けの[シアトルタイムズの報道](#)によると、8月中旬以来、ブースター接種や免疫が低下した人向けの3回目接種を含め、125万回分のワクチンが州内に提供され、ブースター接種への需要は、州内における先週のオミクロン変異株の検出と同じ時期に、75パーセント増加した。オミクロン変異株とデルタ株を比較した際の感染性および重篤性については明らかになっていないが、州当局は最初のワクチン接種やブースター接種が済んでいない人に対して、接種

を行うよう呼びかけた。

(7) ワクチン接種状況（日本および全米）

[首相官邸のホームページ](#)では、日本のワクチン接種状況について公表している。日本時間 12 月 10 日時点で、合計 198,014,376 回、うち高齢者へは 65,629,905 回分のワクチン接種を実施。全体のワクチン接種率は 1 回以上接種済みが 79.0%、2 回目の接種完了者が 77.3%となっており、65 歳以上の高齢者については 1 回以上接種済みが 92.0%、2 回目の接種完了者が 91.5%となっている。

なお、[全米のワクチン接種状況](#)については、12 月 9 日時点で、200,717,387 人が接種を完了、全人口のワクチン接種率は 1 回以上接種済みが 71.5%、接種完了者が 60.5%となっており、65 歳以上の高齢者については 1 回以上接種済みが 95%、接種完了者が 87%となっている。また、ブースターについては 49,900,089 人が接種済みであり、これは接種が完了した人のうち 24.9%を占める。

3. 総領事館からのお知らせ

(1) 新型コロナウイルス感染症に関する新たな水際対策措置（ワシントン州の「水際対策上特に対応すべき変異株に対する指定国」への追加）

オミクロン株感染者の発生を受けた水際対策措置として、12 月 6 日（日本時間）、「水際対策上特に対応すべき変異株に対する指定国・地域」にワシントン州を含む国・地域が指定されました。

この指定に基づき、今回指定された州に居住・滞在されている方で日本時間 12 月 8 日（水）午前 0 時以降に日本に帰国・入国される方（日本人を含む全員）は、入国時に検疫所長の指定する場所（検疫所が確保する宿泊施設に限ります。ご自身で宿泊予約等する必要はありません。）において 3 日間待機することを求められます。

検疫所長の指定する場所にて 3 日間待機した後、入国後 3 日目（注：入国日を含めない）に改めて検査を行い陰性と判定された場合には、検疫所が確保した宿泊施設を退所し、入国後 14 日間の残りの期間をご自宅等で待機していただくことになります。

○[外務省広域情報](#)

○[水際強化措置に係る指定国・地域の一覧（12 月 6 日時点）](#)

(2) 海外滞在者の運転免許証の更新に係る今後の対応について

新型コロナウイルス感染症対策の一環として、有効な日本の運転免許証をお持ちの方が事前に郵送等で申請いただくことで、更新・運転可能期間を 3 か月間延長することを可能とした措置については、今月 28 日をもって申出の受付が終了となります。

今回の措置のほか、引き続き活用可能な特例措置については、警察庁の[こちらの](#)ページをご確認ください。

ご不明点等ございましたら、免許証を発行された都道府県の運転免許センターにお問い合わせください。

4. その他（ジェットロ・ビジネス短信）

○バイデン米大統領、連邦政府車両の購入を 2035 年までに全て ZEV とする大統領令に署名
12/10

<https://www.jetro.go.jp/biznews/2021/12/d9d97814d581f4a8.html>

○米議会、新疆ウイグル自治区からの全面禁輸へ前進、下院法案が可決 12/10

<https://www.jetro.go.jp/biznews/2021/12/facffa861169fd84.html>

○バイデン米政権、初の民主主義サミットを主催、関連政策を発表 12/10

<https://www.jetro.go.jp/biznews/2021/12/23e9b98b8860ac3e.html>

○米小売製品主要輸入港の輸入コンテナ量、2021 年は過去最高に達する見通し 12/10

<https://www.jetro.go.jp/biznews/2021/12/91a43f916103090b.html>

○米ニューヨーク市、民間企業にもワクチン接種義務化、12 月 27 日から 12/7

<https://www.jetro.go.jp/biznews/2021/12/e83acc415210b993.html>

○米 CDC、入国前の感染検査要件を「出発前 1 日以内」に短縮、12 月 6 日発の便から 12/6

<https://www.jetro.go.jp/biznews/2021/12/2a702d1346168818.html>

引き続きよろしくお願いたします。

（参考：在シアトル日本国総領事館）

- ・毎月 11 日は[日本食の日 \(Japanese Restaurant Day\)](#) です
- ・[新型コロナウイルス関連情報](#)（全般的な情報）
- ・[2021 年経済再開・新型コロナウイルス関係情報](#)（6 月 30 日更新）

・ [新型コロナウイルス危機の影響を受ける中小企業・NPO・労働者への支援策一覧](#)（更新日：12/15）

・ [州保健局 新型コロナウイルス日本語ページ](#)

（注意点）

本情報は、ワシントン州の主要な行政機関や団体のウェブサイトの情報をもとに、その時点における当地日系企業・NPO・邦人労働者に役立つ情報を、皆様のご参考として迅速に日本語で届ける目的で発信しているものです。法的助言を構成するものではなく、法的助言として依拠すべきものではありません。実際の申請等に当たっては、該当するウェブサイトで最新の情報や詳細を直接ご確認ください。なお、当館として個別企業の申請書作成等の支援は出来かねますのでご容赦ください。

（免責）

本メール又は当館情報に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。

（領事メールについて）

当館では外国に3ヶ月滞在される在留邦人に対し、旅券法に基づく在留届、帰国・転出等の届出をお願いしております。本届けでメールアドレスをご登録いただいた方に対して、コロナに関する情報や各種安全情報を領事メールにてお送りしておりますほか、緊急時の安否確認を当館から行うためにも必要なものですので是非ご協力ください。詳細はこちらをご覧ください。

https://www.seattle.us.emb-japan.go.jp/itpr_ja/zairyu.html

（Unsubscribe:本日系企業支援関係メールについて）

当館が把握しておりますワシントン州日系企業にお送りしております。今後、本メールが不要な方はその旨ご返信をお願いいたします。

Consulate-General of Japan in Seattle

701 Pike Street, Suite 1000

Seattle, WA 98101

206-682-9107